

新潟市立中之口中学校いじめ防止基本方針

当校は、ここ数年重大ないじめ問題は発生していないが、からかいや無視、通信機器を利用した誹謗中傷など、気付かずにいけば深刻ないじめに発展するケースは、年間数件ずつ発生している。

こうしたことから、学校全体として、いじめについてより危機意識を高め、「いじめが起きない、いじめを絶対に許さない風土づくり」に努める。いじめの芽となる言動への即時対応やいじめの積極的な認知を進めることが急務である。

よって、ここに「いじめ防止対策推進法」の第13条ならびに「新潟市いじめの防止等のための基本的方針」第三章の規定により、「中之口中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめ防止に向けた国、市の基本方針

(1) いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法総則」より～

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) 基本理念 ～「新潟市いじめ防止等のための基本方針」第1章1より～

いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係が築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

(3) 学校としての責務 ～「新潟市いじめ防止等のための基本方針」第1章3より～

- ・わかる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- ・教職員が、いじめに対して積極的、組織的に対応し、子どもと共に解決を図る。
- ・いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

2 中之口中学校いじめ防止基本方針

(1) いじめ防止（未然防止のための取組等）

① 基本的な生活習慣の定着を図る（教育活動全体を通して）

- ・規範意識を高める（ルールや時間を守る、身だしなみを整えるなど）
- ・言語環境を整える（挨拶の励行、正しい言葉使いなど）
- ・「だめなものはだめ」と毅然と言える教師の姿勢

◇ 規律正しい生活態度を身に付けさせる指導の継続により、善悪の判断ができるようになり、いじめ防止につなげる。

◇ 言語環境を整える指導の継続により、相手を傷つける言葉を減らす。

◇ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を全職員が貫く。

② 授業改善

- ・すべての生徒が参加し、分かる授業づくり
- ・「学習課題とまとめ」「学び合い」「振り返り」のある授業づくり
- ・チャイム着席、私語を慎む、正しい姿勢、提出物など、授業規律にかかわる指導の徹底

◇「学び合い」を取り入れることで、自分と異なる考えに気付き、他者理解を促進し、共感的な人間関係を築くことが期待できる。

③中学校区内の幼保小及び外部機関との連携（活動計画による）

- ・「中之口地区教職員協議会」（連携組織）でいじめに関わる研修や情報交換を行う
- ・「中之口地区いじめ防止連絡協議会」で、いじめに関わる情報交換、意見交換を行う

④生徒会による『いじめを考える会』の実施（毎年1回）

- ・いじめゼロ行動宣言の採択（平成28年度）
- ・いじめ根絶に向けた各専門委員会による日常活動

⑤PTA主催の「ネットいじめの実態」等外部講師による講演会等の開催

◇特に小学校時代のいじめ問題や人間関係のトラブルが未解消のまま入学し、1年時に再発することがある。解決済みのものも含め、正しい情報を共有することで未然防止につなげる。

◇未然防止策、いじめ認知や早期解決、ネットいじめの現状等に関する地区内合同教職員研修を実施する。

(2) 早期発見（積極的な認知、いじめは見つけようと思わなければ見つからない）

①情報収集の充実 ～生徒のささいな変化に気付く～

- ・やりとり帳（生活ノート）からの情報収集＜毎日＞
- ・「学校生活を振り返って（生活アンケート）」からの情報収集＜毎月＞
※学年部で複数の目でチェック（生徒指導部→教頭・校長へ即日報告）
- ・定期教育相談からの情報収集＜年2回＞
- ・スクールカウンセラーからの情報収集＜毎月＞

②情報の共有化

・いじめ対応ミーティング（認知後即日）

校長、教頭、生徒指導主事、いじめを認知した職員（学年主任、学級担任等）

・いじめ対策委員会（年度初、年度末、長期休業前、随時）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、（スクールカウンセラー）

・運営委員会（毎週1回）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任

・生徒指導部会（毎週1回）

生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、必要に応じて教頭・校長も参加

・学年部会（朝の打ち合わせを含む）

・職員朝会（生徒指導主事、各学年生徒指導担当からの報告）

・職員会議（毎月1回）

・職員研修（生徒指導情報交換会、教育相談研修等）

③巡視活動の強化（表情の変化、友達関係の変化等の見取り）

- ・朝の登校指導（生徒指導部、各学年職員）
- ・昼休みの巡視（生徒指導部、各学年職員）
- ・放課後の巡視（生徒指導部、各学年職員）

(3) いじめに対する措置（認知・発見したいじめに対する対処）

①いじめが予見、認知された場合には、迅速かつ適切な初期対応を行う

- ・正確で偏りのない事実確認を行い、全体像を把握する
- ・学年主任、生徒指導部、管理職への速やかな報告を行う
- ・いじめ対応ミーティングを開き組織的な対応を進める。

- ②躊躇せず「いじめ対策委員会」を開催し、事実確認をもとに、指導方針（ゴール）を決定する
 - ・ねらいを明確にし、指導の役割分担を決定する
 - ・全教職員の共通理解を図る
 - ・市教委をはじめ、関係機関と緊密に連携する（指示を仰ぐ）
- ③指導方針をもとに、当該生徒の指導及び保護者対応にあたる
 - ・被害生徒の心情の理解に努める（被害生徒に寄り添い、粘り強く支える）
 - ・加害生徒に事の重大性をしっかり理解させ、十分に反省を促す
 - ・双方の保護者に事実をしっかり報告し、指導方針への理解を求める
 - ・被害生徒と加害生徒並びに保護者同士の融和を図る
- ④事後指導と再発防止の取組を継続的に行う
 - ・被害生徒との定期的な教育相談の実施
 - ・学年集会、全校集会での事実報告と再発防止についての啓発
 - ・学校便り、生徒指導便り、学年便りを通して再発防止を啓発

（４）インターネット関連のいじめに対する対応

- ①ネットトラブルに関する当校の方針
 - ・携帯電話やスマートフォンは中学生には必要のない物と捉え、所持に関しては保護者の責任とすることを啓発する（小中連携の取組）
 - ・携帯電話やスマートフォン以外にも、パソコンや通信機能のあるゲーム機、携帯音楽プレーヤーを使用時のネットトラブルの対応については、原則として保護者の責任で行う
- ②学校で行う対策
 - ・情報モラル教育の推進
 - ・関係機関と連携して、生徒、保護者への啓発活動（講演会等）
 - ・生徒指導便りによるネットトラブル、ネットいじめに関する情報の提供
- ③ネットトラブルがいじめに発展した場合の対応
 - ・２の（３）に準じて対応する

（５）重大事態への対処

①重大事態の意味

重大事態とは、生徒がいじめを受けたことにより、

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

及び ○いじめにより生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

～「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」より～

②重大事態が発生した場合の対応

- ◇いじめ対策委員会を招集し、重大事態にかかわる情報を収集・整理して、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに市教委に報告する
- ◇生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるとき、いじめの内容が犯罪行為として扱われるものであると認められたときは、所轄警察署と連携して対処する
- ◇必要に応じて臨時PTA総会等を開催して、説明責任を果たすとともに、保護者・地域への協

力要請を適切に行う

(6) 組 織

①いじめ対応ミーティング・生徒指導部会（再掲）

構成メンバー：対応ミーティング… 校長，教頭，生徒指導主事，認知した職員
生徒指導部会…（校長，教頭）生徒指導主事，各学年生徒指導担当，養護教諭

<仕事内容>

- ・情報の収集，整理
- ・指導方針の原案作成
- ・いじめ対策委員会への報告
- ・被害生徒，加害生徒の実質的な対応と指導
- ・関係機関への連絡

②いじめ対策委員会（再掲）

構成メンバー：校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，（S C）

<仕事内容>

- ・生徒指導部会への助言
- ・情報の整理
- ・指導方針の検討と決定
- ・生徒指導部員のサポート（当該生徒の対応についてのサポート）
- ・被害生徒，加害生徒，双方の保護者への継続的な支援
- ・関係機関との連絡，調整
- ・いじめ，不登校にかかわる職員研修会の企画，運営

③中之口地区いじめ防止連絡協議会（随時）

構成メンバー
○中之口地区コミュニティ協議会長
○青少年育成協議会長
○中之口地区主任児童委員
○中之口駐在所長
○小中学校P T A会長
○小中学校教員：校長，教頭，生徒指導主事（中学校），生活指導主任（小学校）
（○スクールカウンセラー）

<仕事内容>

- ・各小中学校からの情報提供
- ・地域からの情報提供
- ・いじめ防止やいじめ対策にかかわる意見交換

平成26年 3月13日 策定

（平成28年4月1日改訂）

平成29年 4月 1日 改訂

平成30年 4月 1日 改訂

平成31年 4月 1日 改訂